

【新旧対照表】JCB 会員規約（大型法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第2条 支払責任および管理責任者	第2条 支払責任および管理責任者
2. 法人等または法人会員は、会員の本規約に基づく入会申込手続き、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続きその他の手続きに関し、会員と両社との間の連絡調整を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。	<u>2. 会員またはカード利用に関する諸手続きおよび会員と両社との間の通知、連絡または調整等を行う法人会員の役職員を管理責任者といいます。管理責任者は、法人会員から次項に定める権限を付与されるものとします。法人等または法人会員は、管理責任者を選任し、両社所定の方法により、管理責任者に関する両社所定の事項を両社に届け出るものとします。</u>
3. 法人会員またはカード使用者として入会を申し込み方は、管理責任者を通じて入会申込手続きを行うものとします。法人会員は、管理責任者をして、両社所定の入会申込書に、当社の指示に基づき、署名または管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。また、会員は、諸届出、退会手続き等、両社に対する諸手続きを、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾します。法人会員は本項に定める管理責任者の手続きについて一切の責任を負うものとします。	<u>3. 管理責任者は、以下の(1)から(5)の権限（管理責任者が「JCB 法人カードステーション」（第5条の2第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を使用する方法によるものを含む。また、JCB 法人カードステーション上でこれらの権限を行使する管理責任者の代理人を選任する権限を含む。）および当該権限を適切に行使する責務を負うものとし、法人会員およびカード使用者は管理責任者が当該権限を有することを予め認めるものとします。法人会員は管理責任者の行為について一切の責任を負うものとします。</u>
	<u>(1) カード使用者の追加にかかる入会申込手続き（カード使用者のためにカードおよびカード情報を受領することを含む。）および会員の諸変更、会員と両社間の契約関係に関する諸手続きまたは退会に関する手続を入会申込者または会員に代わって、両社所定の方法により行う権限</u>
	<u>(2) 当社または JCB から法人会員に対する通知を受領する権限、法人会員から当社または JCB に対する通知を発信する権限、ならびに法人会員、当社および JCB 間の連絡または調整等を行う権限</u>
	<u>(3) JCB 法人カードステーションの利用申請を行う権限および当該サービスを利用する権限</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（大型法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<u>(4) 利用可能枠の増枠申請権限、本規約に付随する特約等に基づき発行される各種カードまたはカード情報等（それを利用してオンラインショッピング等を行うことができるものをいう。）の新規または追加の発行申請、それらの受領および利用に関する権限、タクシーチケットの発注および受領に関する権限等のカード等利用に関する権限</u>
	<u>(5) カード利用に関する明細（第 28 条に定めるものをいう。）、会員の利用可能枠、または会員もしくは会員によるカード利用に関するその他の情報を閲覧・確認する権限</u>
4. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。	4. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。 <u>法人会員はこの申し出以前に、管理責任者が前項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。</u>
第 5 条の 2 (WEB サービス等)	第 5 条の 2 (WEB サービス等)
会員は、両者が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEB サービス（「JCB 法人カード WEB サービス」 「MyJCB」 「J/Secure (TM)」 等を含むが、それに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用するすることができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEB サービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB 法人カード WEB サービス」に、カード使用者は「MyJCB」および「J/Secure (TM)」に、それぞれ入会時または入会後遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。	<u>1. 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEB サービス（「JCB 法人カードステーション」 「JCB 法人カード WEB サービス」 「MyJCB」 およびオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure(TM)」 等を含むが、それに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEB サービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB 法人カードステーション」に、カード使用者は「MyJCB」および「J/Secure(TM)」に、それぞれ入会時または入会後遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（大型法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<u>2. 会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含む。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</u>
第19条 利用可能枠	第19条 利用可能枠
1. 当社は、カードごとに、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。）。	1. 当社は、カードごとに、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（ <u>本項に基づき、カードごとに設定する商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠（カード）」</u> という。）。
2. 前項①②の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」という。）となります。機能別利用可能枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。	2. 前項①②の機能別利用可能枠（ <u>カード</u> ）のうち最も高い金額が、 <u>カードごとの当該</u> カード全体の利用可能枠（以下「総枠（ <u>カード</u> ）」といいます。）となります。
	<u>3. 当社は、機能別利用可能枠（カード）とは別に、法人会員のすべてのカード使用者がカードを利用することができる合算額として、法人会員に対して利用可能枠を設定します。当社は、法人会員に対して、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（本項に基づき、法人会員に対して設定する商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠（法人）」といいます。）。ただし、当社は、当社の判断により、機能別利用可能枠（法人）を設定しない場合があります。</u>
	<u>①ショッピング1回払い利用可能枠</u>
	<u>②ショッピング2回払い利用可能枠</u>
	<u>4. 前項①②の機能別利用可能枠（法人）のうち最も高い金額が、法人会員のカード使用者に発行されたすべてのカード全体の利用可能枠（以下「総枠（法人）」といいます。）となります。当社が機能別利用可能枠（法人）を設定しない場合、総枠（法人）も設定されません。</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（大型法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>5. 機能別利用可能枠（カード）および総枠（カード）を総称して、利用可能枠（カード）といい、機能別利用可能枠（法人）および総枠（法人）を総称して、利用可能枠（法人）といいます。また、利用可能枠（カード）および利用可能枠（法人）を総称して、利用可能枠といいます。なお、同一の法人会員が当社またはJCBとの間で、JCBカードにかかる複数の契約を締結している場合には、契約ごとに利用可能枠（法人）が定められますので、他の契約（以下「他契約」という。）における利用可能枠（法人）および他契約に関する利用残高（次条第2項に定めるものをいう。）は、本契約に基づきカード使用者がカードを利用できる金額には影響しません。</u></p>
3. 当社は、会員のカード利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。	<p><u>6. 当社は、会員のカード利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。</u></p>
4. 当社は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、法人会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当社は法人会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。	<p><u>7. 当社は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、法人会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に総枠（カード）を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社からの何らの通知なく、増額前の総枠（カード）に戻ります。なお、当社は法人会員からの申し出の都度、総枠（カード）の一時的な増額を認めるか否か審査します。</u></p>
第20条 利用可能な金額	第20条 利用可能な金額
1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項および次項の定めは、ショッピング利用のすべてに適用されます。	<p><u>1. 各カード使用者は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。ただし、当社が利用可能枠（法人）を設定していない場合には、(3)および(4)は適用されません。</u>なお、本項および次項の定めは、ショッピング利用のすべてに適用されます。</p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（大型法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
(1)会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高を差し引いた金額。	(1) <u>当該カード使用者</u> が利用しようとする商品に係る <u>当該カード使用者のカード</u> の機能別利用可能枠 <u>(カード)</u> から、当該機能別利用可能枠 <u>(カード)</u> に係る <u>当該カード</u> の利用残高を差し引いた金額。
(2)総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額。	(2) <u>当該カード使用者のカードの総枠 (カード)</u> から、 <u>当該カード使用者のカードの全利用残高</u> を差し引いた金額。
	(3) <u>当該カード使用者が利用しようとする商品に係る機能別利用可能枠 (法人)</u> から、 <u>法人会員のすべてのカード使用者の当該機能別利用可能枠 (法人)</u> に係る全利用残高 (なお、法人会員自らによるカード利用の利用残高を含む。また他契約の利用残高は含まない。) を差し引いた金額。
	(4) <u>総枠 (法人)</u> から、 <u>法人会員のすべてのカード使用者の全利用残高 (なお、法人会員自らによるカード利用の利用残高を含む。また他契約の利用残高は含まない。)</u> を差し引いた金額。
2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、遅延損害金は除く。）で、法人会員が未だ当社に対して支払いを済ませていない金額をいい、法人会員分とすべてのカード使用者分を合算した金額をいいます。	2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、遅延損害金は除く。）で、法人会員が未だ当社に対して支払いを済ませていない <u>金額をいいます。</u>
4. 会員が、前条第1項②の機能別利用可能枠を超えてショッピング2回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同様に取り扱われます。	4. 会員が、前条第1項②の機能別利用可能枠 <u>(カード)</u> または同条第3項②の機能別利用可能枠 <u>(法人)</u> を超えてショッピング2回払いによるショッピング利用をした場合、 <u>当該利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同様に取り扱われます。</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（大型法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>5. 第1項(3)(4)が適用される結果、各カード使用者は、自己以外のカード使用者によるカード利用に起因して、カードを利用することができない事態（以下「本件事態」という。）が生じる可能性がありますが、そのような場合であっても、両社は一切の責任を負いません。法人会員は、法人会員および管理責任者の責任において、本件事態が生じないよう、利用可能な金額の管理を行うものとします。</u></p>
第22条 ショッピングの利用	第22条 ショッピングの利用
10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードの利用可能枠（第19条第2項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。	10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードの利用可能枠（第19条第 <u>5</u> 項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。	11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、 <u>電子マネー</u> 、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、 <u>射幸性のある商品等、その他当社所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供</u> については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、 <u>法人会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により</u> 、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。 <u>この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</u>

【新旧対照表】JCB会員規約（大型法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>第27条 約定支払日とお支払い方法</p> <p>1. 法人会員が、カード利用代金のお支払日として、入会申込書その他両社所定の書面において申し出、両社が承認した日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、法人会員は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替する方法または当社が指定する金融機関の口座に振り込む方法（所定の手数料が発生する場合があります。）のうち、法人会員が入会申込書その他両社所定の書面において指定した方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により本規約に基づき支払うべき日以降の約定支払日の支払いとなることや、当社が特に指定した場合には、当社所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、当社は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。</p>	<p>第27条 約定支払日とお支払い方法</p> <p>1. 法人会員が、カード利用代金のお支払日として、入会申込書その他両社所定の書面において申し出、両社が承認した日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、法人会員は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替する方法または当社が指定する金融機関の口座に振り込む方法（所定の手数料が発生する場合があります。）のうち、法人会員が入会申込書その他両社所定の書面において指定した方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により本規約に基づき支払うべき日以降の約定支払日等の支払いとなることや、当社が特に指定した場合には、当社所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合または事務上の都合がある場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、当社は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。</p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（大型法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
5. 第2項から第4項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB 指定金融機関等が指定した為替相場を基準に JCB が定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCB が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。	5. 第2項から第4項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB 指定金融機関等が指定した為替相場を基準に <u>当社が指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。</u> なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCB が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
第28条 明細	第28条 明細
1. 当社は、当社所定の方法（法人会員が「JCB 法人 WEB サービス」に登録している場合は、電磁的記録の方法を含む。）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「JCB 法人 WEB サービス」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。	1. 当社は、当社所定の方法（法人会員が「JCB 法人 WEB サービス」 <u>または「JCB 法人カードステーション」</u> に登録している場合は、電磁的記録の方法を含む。）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「JCB 法人 WEB サービス」 <u>または「JCB 法人カードステーション」</u> に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。
第32条の2（取引の制限等）	第32条の2（取引の制限等）
当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、法人会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。	当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する <u>（一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。）</u> 場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、法人会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。
	<u>(6) 第22条第11項に該当した場合</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（大型法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第 40 条 会員規約およびその改定	第 40 条 会員規約およびその改定
本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。	本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを <u>含む</u> 。）、または本規約に付隨する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。
2025 年 2 月 28 日現在	<u>2026 年 3 月 31 日現在</u>
<ご相談窓口>	<ご相談窓口>
3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関する各種お問い合わせ（ただし会員情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番 4 に従うものとします。）については下記 WEB サイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。	3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関する各種お問い合わせ（ただし会員情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番 4 に従うものとします。）については下記 WEB サイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。 <u>なお、当社および JCB では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。</u>
(GSH00555・20230331)	(GSH00555・ <u>20260331</u> )